

墨田区告示第145号

墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱（昭和55年10月16日
55墨都不発第119号）第3条第1項の規定により、東京都知事の承認
を受けて都市防災不燃化促進区域を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、都市計画部不燃・耐震促進課において、一般の縦覧
に供する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

- 1 名 称 鐘ヶ淵通り第二地区都市防災不燃化促進区域
- 2 区 域 墨田区墨田二丁目、墨田三丁目、墨田四丁目及び墨田五丁目
各地内
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで